

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
日本カーバイド工業株式会社	代表取締役社長	杉山孝久	東京都	製造業	https://www.carbide.co.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2024年7月12日

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A	① 物流の改善提案と協力	・発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善します。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要望があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案を行います。
2	A	⑦ 運転以外の作業部分の分離	・車上受け・車上渡しを原則とし、運送契約にない運転等以外の荷役作業等は基本的にさせません。 ・発・着荷主事業者との協議の結果、運送以外の荷役作業等附帯作業を運転者が実施する場合は、作業内容とその費用を透明化した上で、料金を支払う者を明確にし、当該者から取引先、または物流事業者に対して適正な料金を対価として支払います。 ・サンプリング作業や分析待ち等で物流事業者のコストが増加する場合は、作業内容とその費用を透明化した上で、料金を支払う者を明確化し、当該者から取引先又は物流事業者に対して別途適正な料金を対価として支払います。
3	A	⑧ 出荷に合わせた生産・荷造り等	・パレタイズを推進し、手荷役を削減します。 ・輸送途中でパレットの載せ替えが発生しないよう、一貫パレチゼーションを推進します。
4	A	⑩ リードタイムの延長	・発注するタイミングの前倒しに努めます。また、発荷主事業者から、「受注締め切り時間の前倒し」を要請された場合は、真摯に協議に応じます。 ・着荷主事業者による取引を含む、運送方法の多様化による物流負担の軽減に努めます。 ・範囲納期制(物流事業者の事情に合わせた納入)の導入可否を検討します。
5	B	① 運送契約の書面化の推進	・原則として、定期取引がある企業と書面又はメール等の電磁的方法での運送契約の締結促進に努めます。スポット取引の場合も運送契約を締結するように推進します。 ・既に締結している契約についても、現状に即して必要に応じた見直しを行います。
6	B	② 運賃と料金の別建て契約	・車上受け・車上渡しを原則とし、運送以外の荷役作業等附帯作業を運転者が実施する場合は、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することに努めます。
7	B	③ 燃料サーチャージの導入	・物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合、及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合は、真摯に協議に応じます。
8	B	④ 下請取引の適正化	・多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します。
9	D	② 異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

PR欄
